



IPv6アドレスポリシーの 世界の状況と日本

JPOPM 7

ポリシーWG 伊藤公祐

2004年12月1日



IPv6アドレスポリシー形成の歴史

- Provisional IPv6 Assignment and Allocation Policy Document
 - <http://www.apnic.net/drafts/ipv6/ipv6-policy-280599.html>
 - 1999年5月にRFC2374をもとにRIRが暫定的に制定
 - 1999年7月にはこのポリシーをもとにRIRが割り振りを開始
 - sTLA取得条件等を規定
- 商用サービスを行うには不十分(日本・アジアで問題)
 - 基本的なところはIPv4を踏襲
 - IPv6らしい考慮がない
 - 未規定部分が多い
 - Assignmentの大部分
 - Initial allocation/35以降のallocation方法 / TLAになるやり方



IPv6アドレスポリシー形成の歴史 2

- **新ポリシーの形成プロセス**
 - 国内でのコンセンサス形成(2001年6～7月)
 - APNIC 台北Policy SIG(2001年8月)
 - 2つの提案(日本コンセンサスの提案とRIRの提案)を一つにし、APコンセンサスの内容にまとめた
 - その後、新ポリシー作成のEditorial Teamを発足
 - 具体的なポリシー内容と文書をRIPE 3回、ARIN 2回のミーティングでポリシー内容を議論(2001年10月～2002年4月)
 - グローバルMLを作成しグローバルに議論も重ねた
 - グローバルメーリングリスト: global-v6@apnic.net
- 2002年7月1日:新ポリシー「Interimポリシー」を3地域で同時施行



施行中のInterim Policyの概要

～特に初期割り振りについて～

■ 初期割り振り

申請組織は:

- LIR (ISP) であること
 - LIRとは、第三者の顧客に接続を提供し、経路集約を行う組織
- エンドサイト(最終ユーザ)ではないこと
- 2年のうちに、200サイトの割り当て計画があること

■ 初期割り振りサイズ

最小割り振りサイズを/32とする

- /32より大きなサイズが必要となる申請組織はそれを正当化することによって取得できる

■ IPv4インフラの考慮

- IPv4のインフラを持ち、初期割り振り条件を満たす申請組織は、IPv4サービスをIPv6に移行する前提で申請できる

施行中のInterim Policy

～ 初期割り振りに関する改正の動き～

- 各RIR(地域レジストリ)では、グローバルで統一されたポリシーを理想としつつも、地域事情に合わせた改変がなされつつある
 - LACNIC(ラテンアメリカ地域)
 - 2003年10月:初期割り振り基準の変更
 - 「2年以内に200*/48の割り当て」を撤廃
 - 「LACNIC地域内で2年以内にISPサービスを開始する予定であるLIRである」に置き換え

施行中のInterim Policy

～ 初期割り振りに関する改正の動き ～

(つづき)

- ARIN (北米大陸地域)
 - 2004年8月: 初期割り振り基準の変更 (施行準備)
 - 「2年」を「5年」に延長
 - この基準を満たせなくとも、ARIN地域内でISPであればOK
 - Board of Trusteesによる承認の状況 (施行直前)
- RIPE-NCC (欧州地域)
 - 2004年9月: 初期割り振り基準の変更 (作業開始を合意)
 - 「2年以内に200」の要件を撤廃
 - 今後、正式提案の提出 RIPEミーティングでの合意 ML情の合意 変更作業
- APNIC (アジア太平洋地域)
 - 2004年7月: IPv6ガイドラン文書を施行
 - 内容の意図を解説。内容自体の変更はなし



施行中のInterim Policy

～その他の動き～

- 初期割り振り関連以外の動き：
 - APNIC
 - 割り振り申請におけるIPv4インフラの考慮
 - 5.1.3. Larger initial allocations
<http://www.apnic.net/docs/policy/ipv6-address-policy.html#5.1.3>
 - Closed NetworkへのグローバルIPv6アドレスの割り振り
 - 5.1.1. Initial allocation criteria
<http://www.apnic.net/docs/policy/ipv6-address-policy.html#5.1>
 - Provisional Policy時代の/35 (sTLA)から自動アップグレードとして/32を割り振られていた組織に対して、追加割り振り条件を満たさなくてもIPv4インフラを考慮した/32より大きい空間の割り振り申請を行える考慮(2004年11月より適用済)



アドレスポリシーの改変

- アドレスポリシーは生もの
 - ニーズに合わせて改変していくべき
 - ポリシーはビジネスに影響するので目を通しましょう
- 困っていることがあればOPMのようなところでまず声を上げないと始まらない



ディスカッション

- 特に、IPv6初期割り振りに関しては、AP地域以外は緩める方向に動いている
 - AP地域はこのままで本当によい??
 - 他地域に合わせて行く方がよい??
- 初期割り振り以外の項目についても同様

是非ご意見を！